

2022年4月～ 一部リニューアル!

箕輪町空き家改修費等補助金

〔補助金額〕 経費の1/2、上限40万



町内の空き家を購入または借りて、居住する人

町内の空き家を購入または借りて、店舗を出店する人

空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する人

空き家改修費用等の一部助成

対象となる建物

- 現在、空き家となっている一戸建住宅、店舗等
- 過去にこの補助金を受けていないこと
- 申請年度内に改修完了が見込まれるもの

対象となる人

※いずれかの方が対象

- 空き家を購入または借りて、居住する人（一親等の親族からの購入、賃借を除く）
- 空き家を購入または借りて、店舗を出店する人（一親等の親族からの購入、賃借を除く）
店舗：小売業等を営むためのものであって、商品の販売又はサービスの提供を行う施設
町内で既営業の店舗がある場合は、移転により移転前の店舗が休業・廃業とならないこと
- 空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する人

※所有者及び同一世帯全員が町税等を滞納していないこと

※暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと

対象となる経費

※5万円以上の工事が対象となります。

- 空き家改修に係わる経費（消費税含む）
内装、屋根、外壁、給排水設備工事（水回り）等
生活するための改修、出店するための改修

※国・県または町の他の制度の補助等の対象になる経費は除きます。

（例：県の助成金で床リフォーム→床リフォームには使用不可。他の箇所は可能）



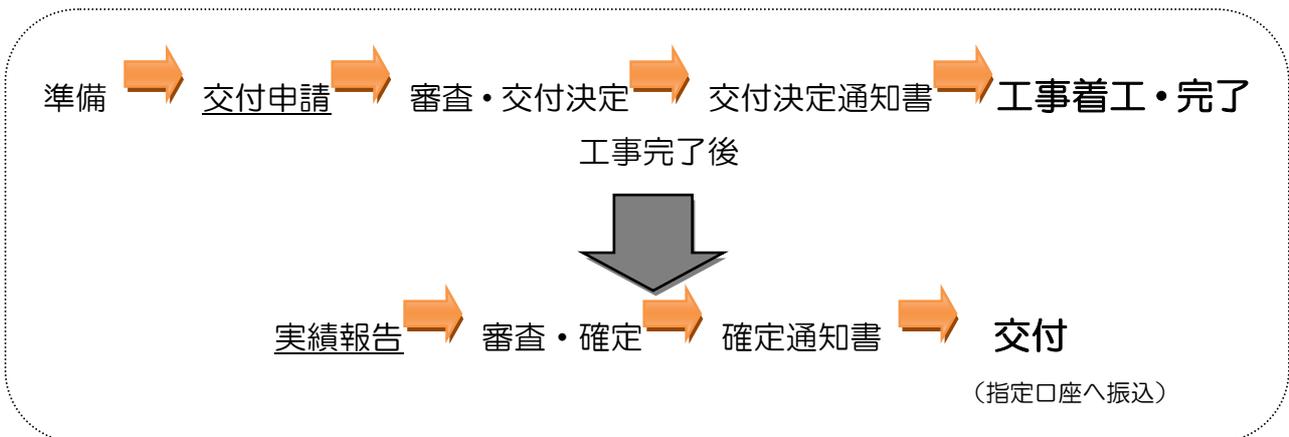
補助金額

- 経費の1/2の額 上限40万円（1,000円未満切り捨て）

(注)

- 空き家居住者の方は、若者世帯定住支援奨励金、結婚新生活スタートアップ補助金との併用不可
- 空き家片づけ事業補助金との併用可
- 1軒に一度のみ

手続きの流れ



①準備

：工事範囲・改修費用の確認 ：申請書類（添付書類含む）の準備

②交付申請（書類提出）

【町からの書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号の1）
↑ 空き家居住者の方
- 誓約書兼同意書（様式第2号の2）
↑ 店舗出店者の方
- 誓約書兼同意書（様式第2号の3）
↑ 空き家所有者の方

【ご用意いただく書類】

- 売買契約書/賃貸借契約書（写し）
↑ 空き家居住者または店舗出店者の方
- 改修費用の見積書（写し）
- 位置図および平面図（改修箇所を明記）
- 改修前の写真
- 営業に関する許認可書類の写し
↑ 店舗出店者の方で、許認可が必要な場合

③審査・交付決定→決定通知書→工事着工→工事完了
（町から発送）

④実績報告（書類提出）

※改修費を支払った日から1か月以内/年度末のいずれか早い期日までに報告

【町からの書類】

- 実績報告書（様式第4号）
- 請求書（様式第5号）

【ご用意いただく書類】

- 建築確認検査済証（写し）
↑ 建築確認が必要な建築行為の場合
- 領収書等の支払いを証する書類（写し）
- 改修後の写真
- 当該物件に転入または転居後の住民票
↑ 空き家居住者の方
- 営業を開始したことが証明できる書類
↑ 店舗出店者の方

⑤工事完了→審査→確定通知書→交付
（口座振り込み）

補助金に関するQ&A

Q 購入・賃借する場合は、空き家バンクに登録している物件でないと補助は受けられませんか？

A 空き家バンクの登録の有無に関わらず、補助を受けることができます。空き家所有者は賃貸物件として空き家バンクへの登録が必要です。

Q 今住んでいる家の改修に補助金は使えますか？

A 空き家を購入・賃借して住むまたは店舗を出店する場合、所有している物件を改修して賃貸する場合にのみ使えます。今住んでおり、住み続ける物件の改修は対象外です。

Q 対象となる費用は？

A 空き家に居住するための改修、店舗を出店するための改修費用が対象です。単に従来よりも機能を向上させるようなものは対象となりません。

Q 箕輪町民でないと申請できませんか？

A 購入・賃借される場合は、改修した物件で2年を超えて居住または店舗の営業を行うことが条件になります。空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する方は、居住地を問いません。

Q 自分で作業を行う改修は対象となりますか？

A 自身で作業を行う改修の材料費等は対象となりません。専門の業者に改修を依頼した場合の費用が対象となります。

Q 申請書類は、どこで入手できますか？

A 次の場所から入手できます。
・箕輪町 HP からダウンロード
・箕輪町移住定住推進係
(1F 会計課横) で配布

【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課
みのわの魅力発信室 移住定住推進係
電話：0265-79-3153（直通）
Email：miryoku@town.minowa.lg.jp

